
令和7年度 指定障害福祉サービス事業者等集団指導

資料

指導監査課



この資料について

この資料については、昨年度までに実施した実施指導において、主に指摘のあった事項について掲載しております。

各事業所等においては、鹿児島市のホームページに掲載の指導調書などを活用し、運営基準及び報酬の算定要件等について、定期的な点検を実施していただきますようお願いいたします。

「https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shidoukansa/kenko/fukushi/kansa/shougai_jizen.html」



主な指導事項 (計画の作成に係る指導)

※共通

不適切な事例

- ・サービスの具体的内容、援助の方向性や目標等を明確にしていない。
- ・担当する従業者の氏名、所要時間等が計画に記載されていない。(訪問系のみ)

- ・個別支援会議を開催していない。
- ・個別支援会議を開催したことを確認できない。

- ・計画の作成がサービス提供開始日より遅れている。
- ・説明・同意・交付がサービス提供開始日より遅れている。
- ・説明し、同意を得、交付したことを確認できない。

注：全体的によくある指導事項を掲載しました。
該当しないサービス事業者は、参考までにご確認ください。

指導事項

- ・ アセスメントに基づき、援助の方向性や目標等を明らかにする(計画に記載する)こと。

=アセスメントで得た情報や会議で決定した内容を計画に反映すること。

- ・ 会議を開催し、計画の原案について従業者に意見を求めること、また、会議で話し合った内容を記録等に残すこと。

- ・ サービス提供開始日までに、個別支援計画を作成し、その内容について利用者等に対して説明し、文書により同意を得た上で、個別支援計画を利用者等に交付すること。また、そのことが分かるよう、計画に記載するか記録等に残すこと。

※当初の個別支援計画は契約締結後1カ月以内に作成することを基本とする。(令和8年3月修正)

主な指導事項 (アセスメント・モニタリングに係る指導) ※共通

不適切な事例

- ・利用者等と面接していない。
 - ・利用者等と面接したこと（面接日や実施場所、面接して得られた情報）を確認できない。
- ※訪問系以外



指導事項

- ・特段の事情がない限り、アセスメント・モニタリングは利用者等と面接して行うこと。
- ・面接の趣旨を十分に説明し、理解を得ること。
- ・相談支援専門員は、利用者等の生活状況を十分に把握する必要があることから、必ず利用者等の居宅等を訪問し面接して行うこと。
- ・アセスメントやモニタリングで把握した内容の他、面接日（居宅訪問日）や実施場所を記録に残すこと。



- 相談支援専門員が、
- ・居宅等を訪問して面接していない。
 - ・居宅等を訪問して面接したこと（面接日や実施場所、面接して得られた情報）を確認できない。

※居宅等 = 利用者が生活している場所（入院中は病院も含む）

主な指導事項（アセスメント・モニタリングに係る指導） ※共通

不適切な事例

・ サービス事業所において、アセスメントを行い、課題等の把握を行ったことが明確ではない。

※特に初回のアセスメント時に、サービス事業所として課題等の把握を行っているか不明確
(相談支援事業所から得た情報のみ把握している)

・ 決められた期間ごとにモニタリング（継続的なアセスメント）を行っていない

指導事項

・ 利用者等の状況を把握・分析し、サービスの提供によって解決すべき課題を明確にすること。
・ アセスメント時に得られた情報を記録すること。
※従業員と共有し、事業所の計画に反映するため

・ 計画作成後、その実施状況の把握及び計画を見直すべきかどうかについての検討を定期的に行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。

・ 相談支援事業所：利用者の受給者証に記載されたモニタリング期間ごと
・ 自立訓練、自立生活援助、就労移行支援の：少なくとも3月に1回以上
・ その他の事業所：少なくとも6月に1回以上

主な指導事項（従業者に関する指導）

※共通

不適切な事例

・事業所に置くべき従業者及びその員数について、必要な数を配置していない。

・従業者であることが明確ではない。
・職責又は職務内容を明確にしていない。

・研修が計画的に実施されていない。または一部の従業者しか研修を受けていない。

指導事項

・人員基準（常勤換算等必要条件）が満たされているか、勤務予定、勤務実績で確認すること。
・法人代表や役員が事業所の従業者として勤務した時間を把握すること。

・雇用通知や辞令等を交付し、勤務する事業所や職責（職種・職務内容）を明確にすること
・勤務予定表に従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種、兼務関係等を明記すること。

・従業者の資質の向上のため、運営規程に定めた研修回数により年間計画等を策定し、実施すること。

主な指導事項（身体拘束の適正化に関する指導）

※共通

不適切な事例

・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催していない。委員会の結果について従業員に周知徹底していない。



指導事項

- ・定期的（年1回以上）に委員会を開催すること。
- ・委員会の議事録を作成すること。
- ・委員会の結果を従業員に周知徹底を図ること。

・身体拘束等の適正化のための指針を整備していない。



- ・指針を整備すること。

※指針に盛り込む項目は、①身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方、②委員会の組織に関する事項、③職員研修に関する事項、④発生した場合の報告方法等の方策に関する基本方針、⑤発生時の対応に関する基本方針、⑥当該指針の閲覧に関する基本方針、⑦その他適正化の推進のために必要な基本方針

・身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施していない。



- ・研修計画等を策定し、定期的（年1回以上）に実施し、実施した内容について記録すること。

主な指導事項（虐待の防止に関する指導）

※共通

不適切な事例

・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的
的に開催していない。委員会の結果について従業者
に周知徹底していない。



指導事項

- ・定期的（年1回以上）に委員会を開催すること。
- ・委員会の議事録を作成すること。
- ・委員会の結果を従業者に周知徹底を図ること。

・虐待の防止のための研修を定期的
に実施していない。



- ・研修計画等を策定し、定期的（年1回以上）に実施し、
実施した内容について記録すること。

・委員会及び研修の開催を適切に実施するための担
当者を置いていない。



- 虐待防止のための担当者については、サービス提供責任
者等を配置すること。

主な指導事項（従業者に関する指導）

※共同生活援助のみ

不適切な事例

- ・ 世話人の人員配置区分について、事業所全体で、必要数を満たしていない。
- ・ 夜間時間帯以外のサービス提供時間帯において世話人、生活支援員の員数が必要数を満たしていない。



指導事項

- ・ 世話人の人員配置区分については、事業所全体で必要な員数を確保すること。
※共同生活住居ごとに配置要件を満たしているだけでは足りない。
- ・ 世話人及び生活支援員については、夜間の時間帯以外の時間帯において、必要な員数を確保すること。

※人員基準で示されている必要な数は、最低限満たすべき基準。

- ・ 事業所ごとの利用者の人数や状況に応じて、サービスに必要な人員を配置すること。
- ・ 報酬や加算算定の人員配置要件は、常に要件を満たしているか確認すること。
- ・ 処遇改善加算を算定している事業所は、賃金改善内容の周知以外に、職責や職務内容の周知、従業者の質を高めるための研修の実施も要件。

主な指導事項（工賃の支払い等） ※就労継続支援 B 型、就労継続支援 A 型（雇用なし）のみ

不適切な事例

- ・ 工賃の支払い等について、生産活動に係る事業の収入及び必要な経費を把握していない。
- ・ 工賃の支払い等について、利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額が、3000円を下回っている。



指導事項

- ・ 事業者は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うこと。
- ・ 利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3000円を下回らないこと。

主な指導事項 (市への報告、利用者等への通知)

不適切な事例

・法定代理受領により支給を受けた介護（訓練等）給付費の額を利用者に通知していない。



・法定代理受領により市からサービスに係る介護（訓練等）給付費等の支給を受けた場合は、利用者等に対し、当該利用者等に係る介護給付費等の額を通知すること。

・工賃の目標水準及び前年度工賃の平均額を利用者及び市に通知（報告）していない。
※就労継続支援 B 型のみ



・毎年度、当該年度における目標工賃と、前年度工賃の平均額を利用者に通知するとともに、市に報告すること。

・受給者証記載事項その他必要な事項を市に報告していない。



・事業者は、契約支給量や契約日等の受給者証記載事項（契約成立、契約支給量変更、契約終了）を市に報告すること。

※本市のホームページに「契約内容報告書」の様式が掲載されています。

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/fukushi/syofuku/kenko/fukushi/shogai/shienho/yoshiki.html>



障害福祉サービス等の利用に係る様式

検索



主な指導事項 (市への報告、利用者等への通知)

不適切な事例

・入退居の際に、受給者証記載事項その他必要な事項を市に報告していない。
※共同生活援助のみ



指導事項

・事業者は、入居者の入居又は退居に際しては、受給者証記載事項（事業者の名称、入居又は退居の年月日）を市に報告すること。

・事故発生時、市等に報告していない。



・事故が発生した場合は、市や利用者等の家族に報告すること。

※本市のホームページに「事故報告書」の様式及び、報告が必要な事例が掲載されています。

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/fukushi/syofuku/kenko/fukushi/shogai/jigyosha/jiko.html>



障害 事故報告書の提出

検索



主な指導事項 (非常災害対策に係る指導) ※通所・就労・入所系のみ

不適切な事例

・ 具体的計画を立てていない。

・ 従業員や利用者等に分かりやすく掲示していない。

・ 避難訓練等を実施していない。

指導事項

・ 事業所の立地環境に応じた具体的計画（火災・地震・風水害・津波・火山災害に対処するための計画）を作成すること。

・ 具体的計画の内容について、従業員及び利用者等に分かりやすく、事業所内に掲示すること。

・ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施すること。
※感染対策を十分に講じたうえで実施してください。

※本市のホームページに「非常災害対策計画作成の手引き」が掲載されています。参考にしてください。

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/fukushi/syofuku/kenko/fukushi/shogai/jigyosha/kekaku.html>



障害者福祉施設等における防災対策

検索



また、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の要配慮者利用施設については、「避難確保計画」の作成と避難訓練の実施が必要です。上記サイトに「避難確保計画作成の手引き」に関する情報が掲載されていますので、未作成の事業所はご確認ください。

主な指導事項 (報酬に対する指導) ※共通

不適切な事例

■ 人員配置要件に係る加算

- ・必要とされる従業員数を満たしていない。
(人員基準を上回って配置していない。)
- (届出時と体制が変わっているが届出していない。)



- ・勤務予定や勤務実績で、加算要件を満たす必要人員が確保されているか常に確認すること。
(届出時と体制が変わり、要件を満たさなくなっている場合は、障害福祉課障害施設係に届け出ること)

■ 基準を満たさない場合の減算

- ・定員を超過している場合に減算していない。
- ・個別支援計画等の作成に係る業務が適切に行われていない場合に、減算を行っていない。
- ・サービス管理責任者が配置されていない期間に減算していない。



- ・基本報酬は、基準を満たしたうえで算定すること。
- ・基準を満たさない状況が続く場合や減算算定が続く場合は障害福祉課障害施設係に相談すること。

※減算が適用されない場合でも、基準違反として指摘される事例

- ・定員超過利用 ⇒ 恒常的な定員超過利用が見られる場合や、実際の利用人数に応じた人員を配置していない場合
- ・個別支援計画作成に係る業務 ⇒ 適切に行われたことが計画や記録で確認できない場合

主な指導事項 (報酬に対する指導)

不適切な事例

■ 欠席時対応加算

- ・ 欠席時対応加算で相談援助等の記録がない。
(相談援助をしていない)
- ・ 連絡を受けた日が前々日よりも前の場合に算定
- ・ サービス提供日(出席日)に算定している。



・ 単なる欠席の受付対応でなく、今後のサービス利用を見据えた個別の相談支援といえる実質を備えている必要があるため、記録にあたっては以下の項目を記載してください。

- ① 欠席の連絡を受けた(連絡した)日
- ② 対象の利用者等や連絡した者・受けた者の氏名
- ③ 欠席の理由と利用者等の心身の状況
- ④ 相談支援(助言等、利用者の状況に沿った必要な支援)の具体的内容
- ⑤ 次回通所予定日

■ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)

- ・ 「見える化要件」を満たしていない。



・ 福祉・介護職員等処遇改善加算の取得状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容について、ホームページやWAMNET等で公表すること。

■ 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)

- ・ 工賃向上計画を作成していない。



・ 工賃向上計画基本指針に基づき、工賃向上計画を市に提出すること。

主な指導事項 (報酬に対する指導)

不適切な事例

■ 身体拘束廃止未実施減算

- ・ 身体拘束等の適正化のための委員会を定期的（年1回以上）に開催をしていない。
- ・ 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない。
- ・ 身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年1回以上）に開催をしていない。

以上3点を全て実施等していない場合は報酬減算となる。



指導事項

- ・ 事実が生じた月（運営指導時）の翌月から減算し、「身体拘束廃止未実施減算に伴う改善計画」を障害福祉課自立支援係に速やかに提出すること。
- ・ 改善後に「身体拘束廃止未実施減算に伴う改善報告書」に改善したことがわかる資料を添付して障害福祉課自立支援係に提出すること。
- ・ なお、減算を実施する月は事実の生じた月の翌月から3ヶ月は少なくとも減算となるが、改善が確認できない場合は、改善が確認できるまで減算となる。

主な指導事項 (報酬に対する指導)

不適切な事例

■ 食事提供体制加算 (報酬改定等に伴う要件変更等)

- ・ 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していない。(令和6年9月30日までは経過措置期間)
- ・ 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していない。
- ・ 利用者ごとの体重又はBMIを概ね6月に1回記録していない。
- ・ 個別支援計画等に食事提供の必要性が位置づけられていない。



指導事項

- ・ 年1回以上は、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立作成又は献立の内容の確認をすること。
- ・ 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録すること。(例えば、「完食」・「全体1/2」・「全体の〇割」などの記載をすること。)
- ・ 利用者ごとの体重又はBMIを概ね6月に1回記録すること。ただし、利用者自身の意向により、体重を知られたくない場合については、例外的に把握せずとも要件を満たすこととして差し支えない。その場合は個別支援記録等において意向の確認を行った旨を記録すること。
- ・ 個別支援計画等に食事提供の必要性を位置付けること。